

「介護保険料の改定について」

介護保険料は、3年に1度、市町村ごとに見直しを行うことが介護保険法に定められています。

本町においても令和5年度に見直しを行い、別表のとおり令和6年度からの新しい保険料を決定しました。

高齢者人口や要介護認定者数の増加などを踏まえ、令和8年度までの保険料を算出しています。

持続可能な介護保険制度を運用していくため、今回の見直しでは全ての所得段階区分において保険料を増額しています。

また、費用負担の公平化を図るため、所得段階区分を10段階から13段階に細分化しています。

介護保険制度は、社会全体で高齢者やその家族を支える制度です。1人ひとりの保険料が町の介護保険制度を支えています。

介護保険制度の趣旨をご理解いただき、保険料の納付をお願いします。

●介護保険料の増額要因

①介護保険基金の活用による保険料の据置

平成27年度に介護保険料を改定し、以降6年間は介護保険基金に積立を行ってきました。令和3年度か

ら令和5年度は、介護保険基金の残高1億3,320万円の全額を取崩すことで5,300円に据え置きました。基金の取崩による減額金額は月額約1,057円であることから、令和3年度から3年間の実際の保険料は月額(5,300円+1,057円)6,357円となりません。

②給付費の増加見込み

今後の給付費を見込むに当たり、1.59%の介護報酬改定があること、また本町における要支援・要介護認定者のうち75歳以上の占める割合は8割以上であり、令和7年度には団塊の世代が全て75歳以上となることなどにより、給付費の増加が見込まれます。

③調整交付金の影響

財源のうち、調整交付金は全国の保険者の財政格差を調整する目的で設けられています。国の交付割合は5%となっています。ただし、5%分全てが交付されるものではなく、65歳以上の第1号被保険者における後期高齢者の加入割合や所得段階別の人数割合によって交付金は増減します。本町では被保険者における後期高齢者の加入割合が全国平均よりも低く、所得段階別の人数割合では高い方の割合が全国平均よりも高い

【別表】改定前(平成27年度～令和5年度)

段階	対象者	基準額に対する割合	月額(円)	年額(円)
第1段階	①生活保護受給者 ②老齢福祉年金受給者で世帯全員が町民税非課税の方 ③世帯全員が町民税非課税で、本人の課税年金収入額と年金所得以外の合計所得金額の合計が80万円以下の方	×0.30	1,590	19,080
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、本人の課税年金収入額と年金所得以外の合計所得金額の合計が80万円を超え、120万円以下の方	×0.43	2,279	27,348
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、本人の課税年金収入額と年金所得以外の合計所得金額の合計が120万円を超える方	×0.65	3,445	41,340
第4段階	本人が町民税非課税(世帯の中に町民税課税者がいる)で、本人の課税年金収入額と年金所得以外の合計所得金額の合計が80万円以下の方	×0.90	4,770	57,240
第5段階(基準額)	本人が町民税非課税(世帯の中に町民税課税者がいる)で、本人の課税年金収入額と年金所得以外の合計所得金額の合計が80万円を超える方	×1.00	5,300	63,600
第6段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	×1.20	6,360	76,320
第7段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が120万円以上、210万円未満の方	×1.30	6,890	82,680
第8段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が210万円以上、320万円未満の方	×1.50	7,950	95,400
第9段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が320万円以上、500万円未満の方	×1.60	8,480	101,760
第10段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が500万円以上の方	×1.70	9,010	108,120

【改定後(令和6年度～令和8年度)】

段階	対象者	基準額に対する割合	月額(円)	年額(円)
第1段階	①生活保護受給者 ②老齢福祉年金受給者で世帯全員が町民税非課税の方 ③世帯全員が町民税非課税で、本人の課税年金収入額と年金所得以外の合計所得金額の合計が80万円以下の方	×0.285	1,956	23,474
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、本人の課税年金収入額と年金所得以外の合計所得金額の合計が80万円を超え、120万円以下の方	×0.485	3,329	39,948
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、本人の課税年金収入額と年金所得以外の合計所得金額の合計が120万円を超える方	×0.685	4,701	56,422
第4段階	本人が町民税非課税(世帯の中に町民税課税者がいる)で、本人の課税年金収入額と年金所得以外の合計所得金額の合計が80万円以下の方	×0.90	6,177	74,131
第5段階(基準額)	本人が町民税非課税(世帯の中に町民税課税者がいる)で、本人の課税年金収入額と年金所得以外の合計所得金額の合計が80万円を超える方	×1.00	6,864	82,368
第6段階	本人が町民税課税で合計所得金額が120万円未満の方	×1.25	8,580	102,960
第7段階	本人が町民税課税で合計所得金額が120万円以上、210万円未満の方	×1.35	9,266	111,196
第8段階	本人が町民税課税で合計所得金額が210万円以上、320万円未満の方	×1.55	10,639	127,670
第9段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が320万円以上、420万円未満の方	×1.75	12,012	144,144
第10段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が420万円以上、520万円未満の方	×1.95	13,384	160,617
第11段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が520万円以上、620万円未満の方	×2.15	14,757	177,091
第12段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が620万円以上、720万円未満の方	×2.35	16,130	193,564
第13段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が720万円以上の方	×2.45	16,816	201,801

●介護保険料の決め方

介護保険料は、令和6年度からの3年間に必要な介護給付費や65歳以上の方(第1号被保険者)の人数などで月の基準額を算出します。この基準額に基づき、所得段階を区分し、各個人の保険料を決定します。

●仮算定期間の保険料

4月から6月までの仮算定期間は、令和5年中の所得状況や課税状況が確定していないため、暫定的に改定前の保険料段階で保険料を計算します。令和5年中の所得状況や課税状況が確定する7月に、改定後の保険料段階で令和6年度間の保険料を改めて計算します。

●延滞金

介護保険料の納付が滞っている場合は、延滞金が発生しますので注意してください。